

緊急雇用創出事業（放置竹林等拡大防止対策事業）

大宮町新宮地内で竹林の伐採に着手

今後年度内に5ヶ所程度の実施を予定

平成21年6月18日
京丹後市役所

市では、**厳しい雇用失業情勢に対応するため、「緊急雇用創出事業（放置竹林等拡大防止対策事業）」を実施**します。

この事業は、**失業者の方を雇い入れて竹林の伐採**を行うことにより、**次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供**することで、それらの方の生活の安定を図ることを目的とするものです。

今回大宮町新宮地内で実施する事業では、**6人の方の雇用が創出される予定**です。



▲農地に迫る竹林(実施予定地の現況:大宮町新宮)

事業概要

- (1) 実施場所：京丹後市大宮町新宮地内
- (2) 実施期間：平成21年8月31日まで
- (3) 実施方法：丹後地区森林組合に業務委託（委託料は1,943千円）

事業の視点

- 【雇用対策】事業費に占める人件費の割合が7割以上で、事業従事者に占める新規雇用する失業者の方の割合が4分の3以上であることが条件です。
- 【獣害対策】有害鳥獣の温床となる放置竹林を減らします。
- 【災害対策】竹林の侵入による森林の衰退を防ぎます。

今後の予定

今年度は、5ヶ所程度で竹林の伐採を実施する予定にしており、現在、高齢化率の比較的高い地区から順次意向を確認しています。今後は、要望をいただいた中で、優先度が高いと考えられる地区から順次実施して行く予定です。

主な要件

- ・土地所有者の了解を地域で取りまとめて区から要望していただくこと。
- ・事業翌年以降の刈払い(※)について、区が責任を持って実施していただくこと。

その他

この事業は、厚生労働省の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づいて交付される、京都府緊急雇用対策事業補助金を活用して実施するものです。

問い合わせ先

京丹後市 農林水産環境部 農政課

電話番号 0772-69-0410 / FAX 番号 0772-64-5660

E-Mail : nosei@city.kyotango.kyoto.jp

※【刈払い】最初の伐採後、筍や若い竹の伐採を行うことをいいます。3年ほど刈払いを続けることで、ある程度竹の繁殖を抑えることができます。しかしながら、刈払いを怠ると、竹林はすぐに元の状態に戻るため、継続的な事業効果が期待できません。